

規程改正の概要

件 名	山梨県立北病院訪問看護ステーションの開設に伴う地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程等の一部改正
内 容	<p>1 改正の必要性</p> <p>山梨県立北病院訪問看護ステーションは、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく指定訪問看護事業者として平成31年4月1日に開設予定となっている。</p> <p>指定訪問看護事業者が順守すべき基準「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）」第29条（会計の区分）において、「指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない」とされているため、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程及び同会計規程実施規程の一部を改正し、北病院訪問看護ステーションの会計を北病院会計と区分することが必要である。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条：経理単位として、北病院訪問看護ステーションを追加 ・第7条：北病院訪問看護ステーションの経理責任者は北病院長とした。 ・第51条：セグメント情報の開示は経理単位ごととされているが、財務諸表の開示の単位としては、北病院訪問看護ステーションは北病院に含まれることとした。 <p>(2) 地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程実施規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計実施規定 別表1（第3条関係） 北病院と会計を区分するため、訪問看護ステーション専用の通帳を設けるため、流動資産の項、現金及び流動資産の欄に「(北病訪問看護)普通預金」を追加する。 ・会計実施規定 別表3（第11条関係） 北病院訪問看護ステーションの金銭出納員として事務局長及び総務医事課長を追加する。 ・会計実施規定 別表4（第27条関係） 北病院訪問看護ステーションの物品出納員として事務局長及び総務医事課長を追加する。
特記事項	平成31年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(会計単位及び経理単位)</p> <p>第5条 法人の会計単位は一つとする。なお、当該会計単位を法人本部、各病院及び北病院訪問看護ステーションを各々の単位（以下「経理単位」という。）として、区分して経理する。</p> <p>第6条 略</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第7条 各経理単位に、それぞれ経理責任者を置くものとする。</p> <p>2 経理責任者は、本部にあつては事務局長、病院にあつては各病院長とする。なお、北病院訪問看護ステーションにあつては北病院長を経理責任者とする。</p> <p>第8条～第50条 略</p> <p>(セグメント情報の開示)</p> <p>第51条 地方独立行政法人会計基準第40に定めるセグメント情報の開示については、第5条に規定する経理単位の区分により行うものとする。ただし、北病院訪問看護ステーションは北病院に含めるものとする。</p> <p>第52条～第57条 略</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(会計単位及び経理単位)</p> <p>第5条 法人の会計単位は一つとする。なお、当該会計単位を法人本部及び各病院を各々の単位（以下「経理単位」という。）として、区分して経理する。</p> <p>第6条 略</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第7条 各経理単位に、それぞれ経理責任者を置くものとする。</p> <p>2 経理責任者は、本部にあつては事務局長、病院にあつては各病院長とする。</p> <p>第8条～第50条 略</p> <p>(セグメント情報の開示)</p> <p>第51条 地方独立行政法人会計基準第40に定めるセグメント情報の開示については、第5条に規定する経理単位の区分により行うものとする。</p> <p>第52条～第57条 略</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程実施規程案 新旧対照表

改正後

別表 1 (第 3 条関係)

大分類 (款)	中分類 (項)	勘定科目 (目)	細目 (節)
(略)			
流動資産	流動資産	現金及び預金	現金 (中央病院) 普通預金 (北病院) 普通預金 (法人本部) 普通預金 (北病院訪問看護) 普通預金 定期預金
(略)			

別表 2 略

別表 3 (第 1 1 条関係)

(金銭出納員)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
本部事務局	事務局次長	企画経理課長	金銭及び有価証券の出納及び保管
中央病院	事務局長	企画経理課長	
北病院	事務局長	総務医事課長	
北病院訪問看護ステーション	事務局長	総務医事課長	

別表 4 (第 2 7 条関係)

(物品出納員)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
本部事務局	事務局次長	企画経理課長	物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く)
中央病院	事務局長	企画経理課長	
北病院	事務局長	総務医事課長	
北病院訪問看護ステーション	事務局長	総務医事課長	

改正前

別表 1 (第 3 条関係)

大分類 (款)	中分類 (項)	勘定科目 (目)	細目 (節)
(略)			
流動資産	流動資産	現金及び預金	現金 (中央病院) 普通預金 (北病院) 普通預金 (法人本部) 普通預金 定期預金
(略)			

別表 2 略

別表 3 (第 1 1 条関係)

(金銭出納員)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
本部事務局	事務局次長	企画経理課長	金銭及び有価証券の出納及び保管
中央病院	事務局長	企画経理課長	
北病院	事務局長	総務医事課長	

別表 4 (第 2 7 条関係)

(物品出納員)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
本部事務局	事務局次長	企画経理課長	物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く)
中央病院	事務局長	企画経理課長	
北病院	事務局長	総務医事課長	